

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

適正な競争性を確保するため、鳥取県建設工事等入札制度基本方針において、制限付一般競争入札の区域割（東・中・西部）拡大の要件（20者以上）の見直し、同入札の対象金額の範囲の拡大の改正が行われたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 建設工事の入札について、本店の所在地による発注の区域割を拡大する場合を、相当数の入札者が見込めないとき（現行 20以上の数の入札者が見込めないとき）に改める。
- (2) 建設工事の入札については限定公募型指名競争入札を廃止し、請負対象設計金額が250万円（現行 1,000万円）以上の建設工事から制限付一般競争入札によって行うこととする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成25年1月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。